

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

本市では、環境の保全に関する理念や基本的な事項を定めた印西市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とした印西市環境基本計画を平成 15(2003)年 3 月に策定しました。

その後、平成 22(2010)年 3 月の印旛村・本埜村との合併により、新たな印西市として、先人が守り育ててきた自然や歴史ある風土を引き継ぐとともに、より良い環境づくりを目指すため、平成 25(2013)年 3 月に第 2 次印西市環境基本計画(以下「第 2 次計画」という。)を策定し、環境の保全に関する各種施策を推進してきました。

しかしながら、近年では、^{エス・ディー・ジーズ}SDGs(持続可能な開発目標)^{*}の実現や 2050 年カーボンニュートラル^{*}に向けた世界的な動きとともに、国内においても、「気候変動適応法」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」などの新たな法整備が進められており、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、印西市内では、人口増加や企業進出による経済的な発展とともに、これまで受け継がれてきた里地里山環境の維持が特に求められる状況にあります。

このような中、第 2 次計画の計画期間が令和 3(2021)年度をもって終了することから、第 2 次計画の成果や課題を踏まえ、社会経済情勢の変化による新たな環境課題に応じた環境の保全に関する施策を市民・事業者・行政の三者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、令和 4(2022)年度を初年度とする新たな計画として、第 3 次印西市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

印西市環境基本条例(抜粋)

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

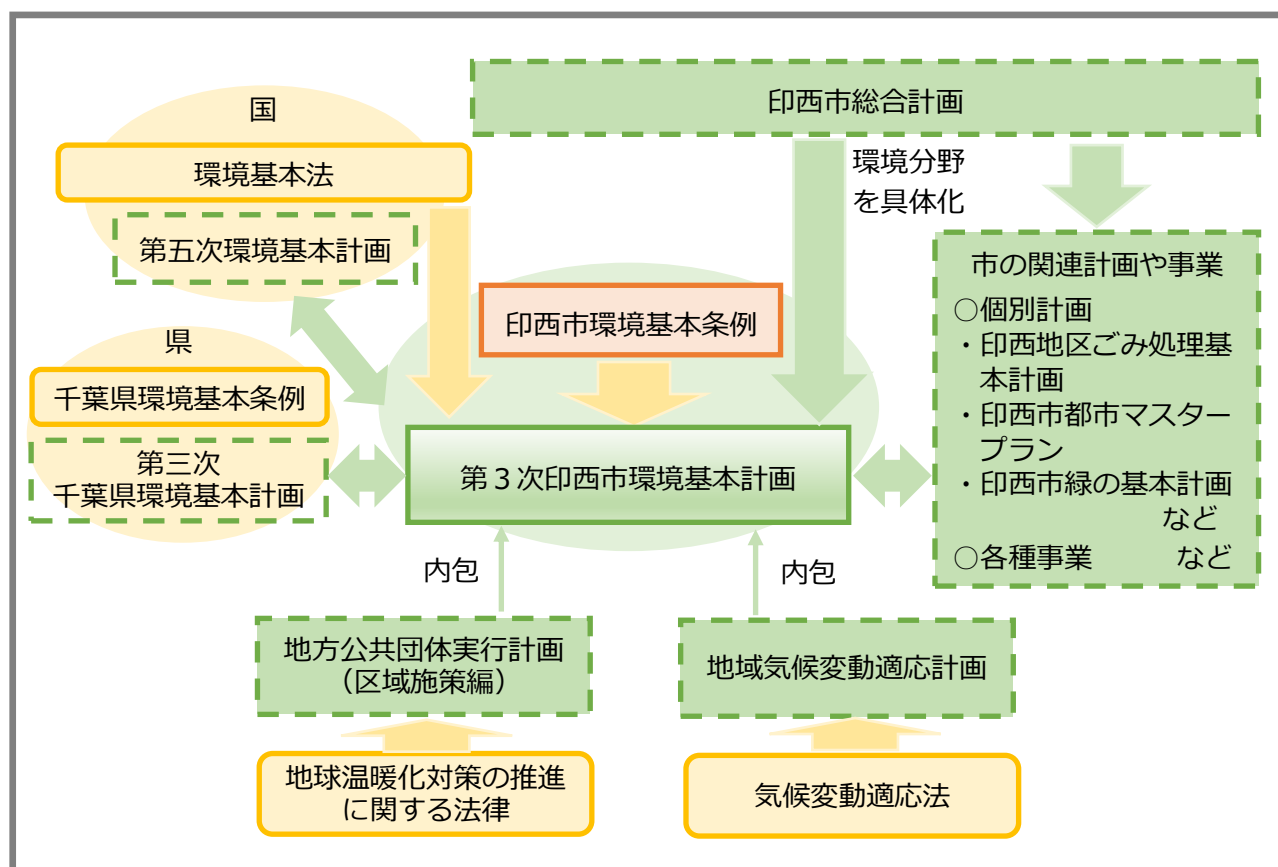
1-2 計画の位置づけ

本計画は、印西市環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

また、令和3（2021）年3月に策定された印西市総合計画の将来都市像「住みよさ実感都市 ずっとこのまち いんざいで」を環境の面から実現していくための環境分野における最も基本となる計画です。

本計画の策定にあたっては、国・県の環境基本計画と整合を図るとともに、本市の各種関連計画における施策との連携を図ります。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を内包し、食品ロス及び海洋プラスチック問題に対応した内容を盛り込むことで、地球環境分野の取組の充実を図るとともに、SDGsの考え方を活用し、環境の面からの複数課題の同時解決を目指します。



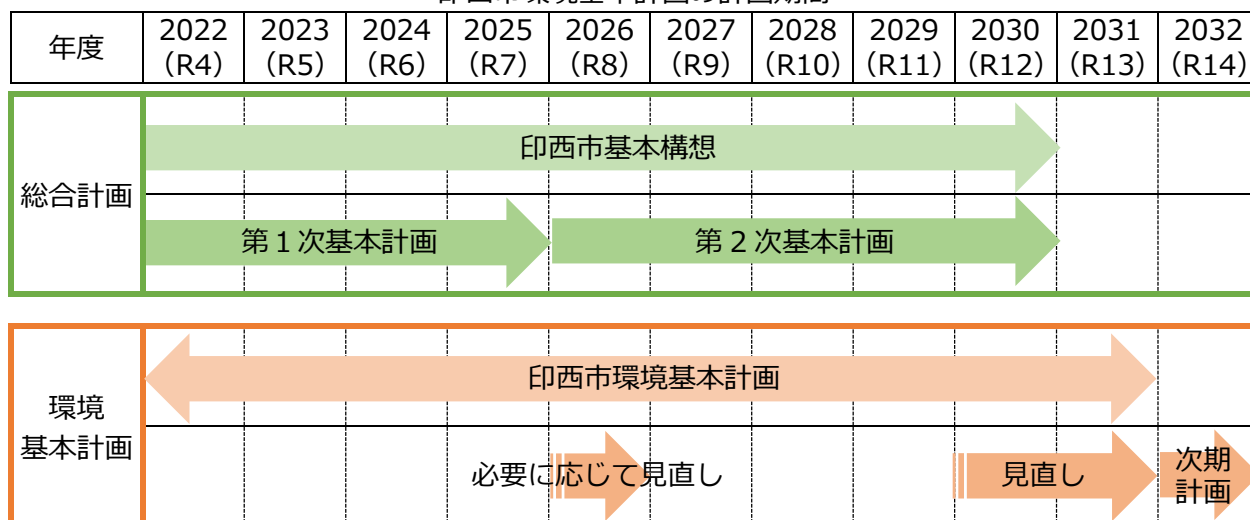
第3次印西市環境基本計画の位置づけ

1-3 計画の期間

本計画の期間は、印西市総合計画を踏まえ策定していくという観点から、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。

ただし、社会経済情勢や国・県などの関連計画の変化等に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。

印西市環境基本計画の計画期間



1-4 計画の対象

本計画で対象とする地域は、印西市全域とします。ただし、環境保全及び創造には、印西市の範囲に留まらず、周辺自治体、県や国と連携した取組も求められるため、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。

本計画で対象とする分野は、以下のとおりとします。

なお、以下の環境の分野には共通する事項として「人づくり」が含まれます。

●自然環境

自然環境とは、谷津を中心とした里地里山や生物多様性の場としての水辺の保全など、豊かな**生態系***の維持に関する分野です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関する要素が含まれます。

●生活環境

生活環境とは、日常生活における大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など身近な環境に関する分野です。健康や安全など**都市型公害***に関する要素が含まれます。

●循環型社会

循環型社会とは、日常生活や産業活動から排出される廃棄物に関する分野です。持続的な社会を構築するための不法投棄防止や廃棄物の排出抑制、資源化などに関する要素が含まれます。

●脱炭素社会

脱炭素社会とは、地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境に関する分野です。**地球温暖化対策***や気候変動の影響への**適応***などに関する要素が含まれます。

【共通する事項】
人づくり

1-5 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民、事業者、行政とし、それぞれの役割に応じて個々、または協働により環境に配慮した行動を実践していきます。

